

# 近世丹後国「天橋立」あまのはしだて

名所・名勝の危機と景観保全の論理、神罰と民衆

長谷川 成一

はじめに

大江山　いく野の道の　遠ければ　まだふみもみず　天の橋立

和泉式部の娘小式部内侍が詠んだ右の和歌は、源俊頼の撰にかかる「金葉和歌集」雑上（『八代集』下巻 博文館一九一三年 九二頁）に収められ、小倉百人一首にも採録されることよって、多くの人々に丹後国「天橋立」への想いをかきたてる契機となった。天橋立を和歌に詠みこんだのは、なにも小式部内侍が初めてではなく、周知の如く彼女の母である和泉式部も、夫の藤原保昌が国司として丹後国に赴任した関係から同国へ赴き、かの地で天橋立に関する和歌をよんでおり、このほかにも天橋立を題材とした和歌は、まさに枚挙にいとまがないほどである。このようにいわゆる都人の和歌に詠みこまれた「天橋立」は、古代以来、わが国の多くの人々、とりわけ文人・知識人にとって、一度は訪れなくてはならない、歌枕の地もしくは景勝探訪の地として認識されてきた。すなわち和歌の世界から伝統的な名所・名勝の地として、天橋立は人々の脳裏に広くやきつけられたのであった。

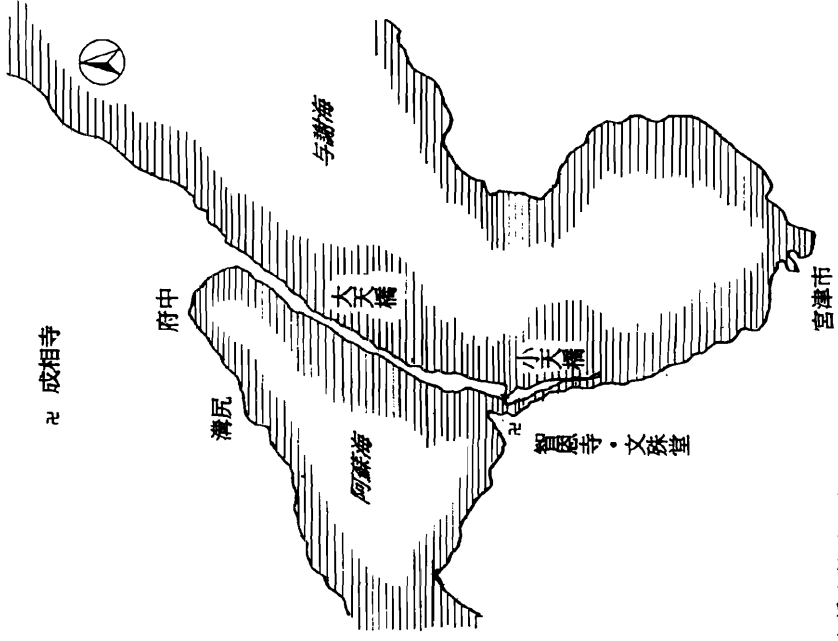
本稿では、先年発表した拙稿「近世出羽国『象潟』きまかた——名所・名勝における歴史的景観の保存と開発」（『文経論叢』第二七巻第三号 一九九二年 弘前大学人文学部 以後「拙稿象潟」と略記）に続いて、右に述べたごとく、日

本三景の一つとして、広く人々に愛された名所・名勝の丹後国「天橋立」について、その景観保全の問題がいかなる認識のもとで展開したのか、前近代なかんづく近世における領主権力と景観保全、民衆にとつての名所・名勝の問題についても検討を加えてゆきたい。なお文化元年（一〇八）の象潟大地震によって従来の景観が滅失した、象潟の景観保存に関わつて、領主権力と出羽国蚶瀨寺なまじの覚林との、公家を巻き込んだの戦いを叙述した「拙稿象潟」においては、幕藩領主、公家、寺社などの名所・名勝観、伝統的な王朝文化の継承に対する認識などについて言及した。

本稿で述べる天橋立は、丹後国宮津に所在する智恩寺の飛地境内であつて、幕藩体制中期に橋立切断という、景観損壞の危機に遭遇した<sup>1)</sup>。その事態をめぐる智恩寺と領主権力、地元漁民との争いは、象潟とはまた異なつた歴史の様相をもつものであつた。以下の章にあつては、前近代における丹後国「天橋立」の位置付けをおこない、丹後国宮津に居城をおいた各領主の天橋立に対する対応、幕藩体制下における山野河海と名所・名勝の問題を押さえておきたい。そのうえで橋立切断の危機に遭遇した智恩寺と領主権力、地元漁民との争いの経過を明確にし、名所・名勝における景観保全の論理を明らかにしてゆくことにする。

### 一、天橋立の前近代における位置 — 近世における名所・名勝の成立 —

周知の如く、京都府宮津市に所在する天橋立は、同市府中の江尻から南対岸の文殊に向かつて突き出し、宮津湾と阿蘇海を仕切つて南西にのびる、長さ三二七二メートル、幅四〇から一一〇メートルの砂嘴である。昭和二十七年（二五）年に特別名勝に指定され、若狭湾国定公園の西端に位置する。現在、橋立の途中が切れて北の天橋と南の小天橋に分かれ、唐橋風の通称大天橋がかかる。小天橋と本土（文殊堂 智恩寺）間に狭水道の切戸（別称文殊の瀬戸）が阿蘇海に通じ、回旋橋が両者を結ぶ。詳しくは別図を参照されたい。



㊦ 成相寺



別図 天橋立の位置と橋立付近の略地図

天橋立を訪れた人々で、前述の如く和歌を詠み紀行文を草した文人墨客は、それこそ数え切れないほどであり、紙幅の限られた本稿においてはそれらを全て紹介する余裕はない。したがって天橋立に関して、その名所・名勝としての景観を表現し論評を加えた、代表的な史料類を検討することにした。

まず古代においては、丹後国の風土記逸文「天橋立」(『風土記』日本古典文学大系2 岩波書店 一九五八年復刻 四七〇頁)に、次のように見える。

丹たにのみちのしり 後の國の風土記に曰はく、與謝の郡よさきごほり 郡ごほりのみやげ 家の東北の隅の方に速石の里あり。此の里の海に長く大きな前あり。長さは一千二百廿九丈、廣さは或る所は九丈以下、或る所は十丈以上、廿丈以下なり。先を天の橋立と名づけ、後を久志の濱と名づく。然云ふは、國生みましし大神、伊射奈藝命、天に通ひ行でまさむとして、橋を作り立てたまひき。故、天の橋立と云ひき。神の御寝ませる間に仆れ伏しき。仍ち久志備ますことを恠あやしみたまひき。故、久志備の濱と云ひき。此を中間に久志と云へり。此より東の海を與謝の海と云ひ、西の海を阿蘇の海と云ふ。是の二面の海に、雜くさぐさの魚貝等住めり。但、蛤うしじは乏少し。

ここに「天橋立」の地名が初めて見え、「天橋立」は伊射奈藝命が天に通わんとして作った梯であって、それが倒れて海上に横たわった、としている。さらに「神の御寝ませる」(「神御寝坐」)の場としても、すなわち神の住み給う場として「天橋立」は認識されていた。

柳田國男は、この伝説に疑問を投げかけており、「ハシダテと云へば梯を立てたやうな峻しき岩山を云ふのが常のことで、其の梯が倒れて後に之を橋立と云ふのは不自然なるのみならず、風土記に大石前とあるのが今と合はぬ。此は寧ろ湾の外側の岩山のことであつたのを名称と口碑とが何時か湾内の砂嘴に移つて来たものと見られる。」(「地名の研究」『定本柳田國男集』第二十卷 所収 筑摩書房 一九七一年 一八九頁)とあり、橋立本来の名前は、成相

(宮津市の成相山、西国三十三観音霊場二十八番所の成相寺がその中腹にある)の方が当たっていると述べている。したがって前記小式部内侍が詠み込んだ天橋立は、現在の天橋立ではない可能性がある(『北国紀行』 同前 第三卷 所収 一六八頁)、とすら記述した。本稿の目的は地名の適否を判断するものではないので、柳田の疑問はこの際措くとして、天橋立を柳田のいう成相ではなく、現在まで広く認められ、人口に膾炙した天橋立に焦点をすえて検討を加えていくことにしたい。

中世にあつては、貞和四年(三三〇)、本願寺三世覚如が訪れており(『慕帰絵詞』卷九 『続日本絵巻大成』四 中央公論社 一九八五年 所収 七二―七四頁)、室町幕府三代將軍足利義満らは前後六回にもわたつて文殊堂に来てゐる(『東寺王代記』等)。また連歌師紹巴は、永祿十二年(一五六)橋立に至り、「見ぬ人にはかたりても詞残り、ゑし」と云とも筆かきりあるべし(『天橋立紀行』東京大学史料編纂所蔵)と、その景観を称揚した。

**近世における名所・名勝の成立** 近世に入ると、京都の公家や著名な文人のみでなく、中世とは比較にならぬほど多くの人々が各地を旅行するようになった。そのような人々に対する旅の案内、もしくは見るべき有名な名所などについて、「一名所記」などの手引書が作成されるようになった。旅行の案内記自体は近世中後期にいたつて数多く板行されるが、国内における名所・名勝に関する関心は幕藩体制成立期より次第に高まり、「三景」もしくは「十二景」などに数え上げることがおこなわれるようになった。そのなかで最も早く日本三景を掲出したのは、「本朝通鑑」の編纂で名高い、儒者の林春斎であろう。春斎の「日本国事跡考」(『松島町史』資料編Ⅱ 松島町 一九八九年 六五―四頁)によれば、

松島此島之外有二小島若干、殆如二盆池月波之景一境致之佳、与下丹後天橋立・安芸巖島上、為二三処奇観一、  
寛永二十年八月十三日

とあり、松島、丹後天橋立、安芸厳島が「三処奇観」として掲げられており、寛永二十年（二四三）の段階で、このような日本三景観が形成されていたのである。なお春斎の父林羅山は、「本朝地理志略」（『続々群書類従』八 国書刊行会 一九〇六年 六頁）のなかで天橋立を「一州之美景也」と形容しており、この段階では三景の表現はみえない。しかし寛永二十年という時期は、春斎が二十五歳の時であり、父羅山も生存中であることを想えば、当時の学者の間ではこのような「三処奇観」<sup>2</sup> 日本三景の考え方が広く認められていたともいえよう。

しかし天和三年（一六六三）に天橋立をおとづれた大淀三千風はその景色を愛でて、「本朝十二景第四の風光也」と記した（『日本行脚文集』第一『校訂紀行文集』博文館 一九〇七年 所収 二九三頁）。三千風は著作の冒頭に「本朝十二景」（同前 三四九頁）を掲げており、その十二景とは、次のようなものであった。

- |             |           |           |
|-------------|-----------|-----------|
| 第一 田子の浦（駿河） | 二 松島（奥州）  | 三 箱崎（筑前）  |
| 四 橋立（丹後）    | 五 若浦（紀伊）  | 六 鳩湖（近江）  |
| 七 厳島（安芸）    | 八 蛸象（出羽）  | 九 朝熊（伊勢）  |
| 十 松江（出雲）    | 十一 明石（播磨） | 十二 金沢（武蔵） |

と、いずれも名所・名勝として世に知られた地であった。なおこれによれば天橋立は第四位にランキングされており、十七世紀末の時点で天橋立は三景から除外されることもあったようである。しかしなぜ第四としたのか、残念ながらその根拠は示されていない。

日本十二景については、幕藩体制後期の安永初年から天明の末年まで諸国を旅行した、京都の豪商百井塘雨の紀行文「笈埃随筆」（『日本随筆大成』第二期 第六卷 日本随筆大成刊行会 一九二八年 五〇四頁）に、「本朝に十二の絶景あり」として、前記「日本行脚文集」と同様の地名が列記されている。ただし百井塘雨は天橋立を第四と位置

づけていないことを注意しておきたい。また「笈埃隨筆」では天橋立について、「橋立は神書に曰く、陰陽の二神、天の浮橋に立て誓言し給ふと、其事相を爰に現す。(中略)誠に奇景絶勝なり」(同前)と記述し、前述した「丹後国風土記逸文」を踏まえた内容を紹介している。この「丹後国風土記逸文」を紹介して天橋立の由来を叙述したのは「笈埃隨筆」だけではなく、代表的な事例としては、明和・安永頃に同地をおとづれた上田秋成の「秋山の記」にも、「此国の風土記に」として、橋立の由緒に触れているのが注目されよう(「秋山の記」『校訂続紀行文集』博文館 一九〇〇年 五六二頁)。

さて天橋立が日本三景の一つとして定着をみるのは、元禄期頃ではないかと推察される。近世における偉大な博物学者の貝原益軒が近畿地方の旅行に出たのは元禄二年(二六九)閏正月のことであって、その旅行における見聞を克明に記したのが、「己巳紀行」中の丹波丹後若狭紀行であった。京都を出立して園部、福知山、大江山を過ぎて宮津に入ったのは、同月二十八日のことであり、彼は早速「五台山久世戸寺」(智恩寺)を拝観し、天橋立に至った。そこで「己巳紀行」(『東路記 己巳紀行 西遊記』新日本古典文学大系 九八 岩波書店 一九九一年 一一四頁)にあつては、次のように天橋立を批評した。

橋立に松多し。甚、美也。是より江の尾まで十町斗の間、海中に一条のひき、沙原の岡あり。横は七八間、十余間、廿間にたらず。老松茂れり。此十町許の所、恰、海中に橋をわたせるが如し。故に「橋立」と号するならん。(中略) 其景絶言語。日本の三景の一とするも宜也。

99  
とみえ、貝原益軒の目にも天橋立は絶景として認められたのであつた。しかも日本三景と明確に記している。しかし丹波や丹後から帰つて後に、高野山や和歌山など紀伊方面へ出かけた、同じ「己巳紀行」の南遊記事では、とくに和歌の浦の景色を見て感動の余り、「日本三景の内、松島はまだ見ず。安芸の厳島、丹後天橋立も尤美景也といへ

ども、おそらくは此浦の烟景には及ぶべからず。予が遊観せし諸国の佳境多しといへども、かくのごとくなるはいま「だ見ず」(同前 一四二頁)と評しており、和歌の浦が日本三景をしのぐ景観を保持していることを強調した。このことは、当時にあつて日本三景の概念がある程度固まっていたことを示すものであり、それとの比較において景観の優劣が論評されていることを我々は汲み取るべきであろう。日本三景の固定化が、十七世紀末に始まっていたのである。なお天明二年(一八一三)に成立した天野信景の「塩尻」(『日本随筆大成』一六 第三期 吉川弘文館 一九七七年五六頁)においては、天橋立に加えて「陸奥松島、出羽の象潟と合せて三勝景と云」とあり、安芸嚴島ではなく出羽象潟を日本三景のなかに含めている。しかし大部分の人々が記す日本三景の本身は、象潟ではなく嚴島であることは間違ひなからうし、前述の如く文化元年の象潟大地震の結果象潟が滅失した状況にあつては、なおさらであつたと考えられる。

このような随筆、紀行文ではなく、地誌書にあつてはどうか<sup>3</sup>。京都と畿内に関する主要な地誌書である「京華要誌」(『新撰京都叢書』第三卷 臨川書店 一九八七年 所収 四一―四二頁)に見える天橋立を、次に掲げる。

与謝海の中央に当りて北の方、成相山の麓より南の方、智恩寺の近傍まで突出せる一条の長洲にして、丹後風土記に其長二千二百二十九丈、幅九丈二尺とあり。青松疎に其間に並列して、白波蒼瀾と相映し、漁舟布帆左右を往来して勝景殆ど名状すべからず。所謂日本三景の一なれば、地は北海の辺隅に僻在すれども、内外遊人四方より至り、其名宇内に聞ゆ。

とあり、ここにおいても天橋立が日本三景の一つとして記されており、揺るぎないものとして地誌に登場したのであつた。なお「京華要誌」(同前 四一〇―四二頁)に見える丹後国智恩寺に関して注目しておくべきは、智恩寺



の南二町余りが昔は殺生禁断の地であったという記述である。後述する智恩寺への禁制の問題とも含め、ここでは一応注意を喚起するのみにとどめておきたい。

**古川古松軒の名所・名勝観** 天明八年(天保)九月二十九日、松島に至り、名勝の地をみた古川古松軒は、その素晴らしさを手放しで称揚した。そこで、国内における名所・名勝に関する論評を次のように記述した(『日本庶民生活史料集成』第三卷 三二書房 一九六九年 五七一頁)。

昔時よりも丹州天の橋立・芸州厳島、この松島とをして、本朝の三景とす。嗚呼愚眼なるものかな、橋立・厳島をならべ論ずべき松しまにはあらず。予、山水の癖ありて、諸州を巡り、予が見る所の勝景をもつて考へおもふに、富士山・田子浦および清見ヶ関、三穂ヶ崎の風景を日本第一として、碁にたとへて云はゞ、松島の景四、五目も劣るべし。それより芸州坊の津の海邊、丹州天の橋立一雙として、松島に劣る事九目も弱かるべし。(下略)

(傍注筆者)

右にみえるように古松軒は、碁にたとえて、景観の序列づけをおこなっており、その前提として「丹州天の橋立、芸州厳島、この松島とをして、本朝の三景とす」と、日本三景が厳然として存在することを述べている。しかしこの三景論は、ナンセンスであると論断し、松島は別格であり、新たな序列づけを試みた。ここにみえる古松軒の考えは、今まで述べてきた三景論、「日本行脚文集」などに見られる「本朝十二景」論とは全く相違する、彼独自の景観論とみなしてよからう。それは古松軒自身でも述べているように「予、山水の癖ありて、諸州を巡り、予が見る所の勝景をもつて考へおもふに」と、実際に各地を踏査して実見した結果をもつて判断の材料としているところに、その特徴が認められよう。また象潟の箇所でも古松軒が述べていたように、従来の名所・名勝は、西行や能因、松尾芭蕉などによって和歌に詠まれ、それでもつてはじめて歌枕としての地位を獲得し、名所・名勝としての資格を得ることが可

能なのであるとしており（同前 四八三頁、「拙稿象潟」一〇三頁を参照のこと）、古松軒はそれとは異なる名所・名勝観を打ち出そうとした。そのおおよその枠組みが右に見られた各地の名所・名勝の地名であり、また序列なのであった。すなわち古来の歌枕、文人墨客の紀行文などによらず、景観に対する伝統的な観念の枠組みを脱却した姿がそこに見られるのであり、新たな名所・名勝観の成立と称してもよからう。ここに大藤時彦氏がいうように、地理学者として、また当時の科学的な合理主義者として（『東遊雜記』解題 東洋文庫二七 平凡社 一九六四年）の古松軒の側面を認めることができよう。

しかし古松軒の提唱した名所・名勝観は、必ずしも全国的な普及をみたとはいえず、文化十一年（一八四）八月十三日、天橋立をおとづれた修験者野田成亮は、旅行記「日本九峰修行日記」に、「此橋立と云ふは幅二十間計りにして長さ一里、東は成相の方より南西に流れし砂原也。日本三景の一つ也。」（『日本庶民生活史料集成』第二卷 三一書房 一九六九年 九三頁）と、あいもかわらぬ日本三景論を記述している。ここに見えるように、古川古松軒の景観論は、幕藩体制下にあつては広範に認められる状況にはなかつたようである。

なお近代にはいつてから、大正十一年（一九二二）三月、内務省告示第四九号をもつて、天橋立公園並びに文殊境内とその付近の要所は、史蹟名勝天然紀念物に指定され、種別は名勝に認定された（『丹後宮津志』京都府与謝郡宮津町役場 一九二六年 九九頁）。大正八年に、史蹟名勝天然紀念物保存法が制定されてから三年後であつた。

## 二、近世宮津藩の名領主と智恩寺・天橋立 — 山野河海と名所・名勝 —

近世において宮津に居城をおいた幕藩領主は、慶長五年（一六〇〇）の時点で当地方を支配していた細川氏を含めて、七家にのぼる。すなわち細川、京極、永井、阿部、奥平、青山、本庄の各氏であり、各々の宮津在城期間、入封

別表 宮津藩領主の変遷

天正8年8月	細川藤孝・忠興、丹後へ入部	→慶長5年11月 豊前小倉へ転封
慶長5年12月	京極高知、信州高遠より12万3千石余で移封	→寛文6年5月 改易
寛文9年2月	永井尚征、山城淀より7万3千石余で移封	→延宝8年8月 改易
延宝9年2月	阿部正邦、武蔵岩槻より9万9千石余で移封	→元禄10年2月 下野宇都宮へ転封
元禄10年2月	奥平昌成、下野宇都宮より9万石で移封	→享保2年2月 豊前中津へ転封
享保2年2月	青山幸秀、信州飯山より4万8千石で移封	→宝暦8年12月 美濃郡上へ転封
宝暦8年12月	本庄資昌、遠州浜松より7万石で移封	→維新に至る

『丹後宮津誌』（京都府与謝郡宮津町役場 1926年）、『藩史総覧』（新人物往来社 1977年）、

『内閣文庫諸侯年表』（東京堂出版 1984年）などを参考にした。

と移封などは、別表を参照されたい。各大名の移封と入封の時期には若干の空白があるが、その間は一時幕府領であった。宝暦八年（二五〇）に入封した本庄氏が最も長期に宮津に在城したが、おおむね永井氏を筆頭に、格式の高い有力な譜代大名の封地であったことは間違いない。とりわけ本庄氏は周知の如く五代將軍徳川綱吉の生母桂昌院の出身家であったことから、幕府でも寺社奉行・老中などの有力な役職に就任する家柄であった。このように宮津藩は京都の北西の後背地を守護する、幕藩体制下における有力譜代大名の封地として、位置づけられたのであった。

ここで智恩寺について簡単に説明しておく必要がある。同寺は臨済宗妙心寺派に属し、本尊の文殊菩薩は日本三文殊の一つといわれ、切戸の文殊堂、九世戸の文殊堂、単に九世戸ともよばれた。寺伝によれば延喜年間創建で、五台山と号し、「拾芥抄」にも寺名が見え（『日本歴史地名大系』27 京都府の地名）平凡社 一九八一年 七五七頁）、前記「京華要誌」（四一一頁）には、「寺領五十石を食む」とあり境内の南側二町余りは昔時殺生禁断の地であったという。

さて宮津の各領主と智恩寺・天橋立との関係については、細川氏とのそれから申し述べたい。中世にあって一色氏の支配地であった丹後地方が、織田信長の命を受けて明智光秀とともに細川藤孝・忠興父子（この時期は、

長岡氏を称している)によって平定されたのは、天正八年(一五八〇)のことであり、同年八月に細川氏は丹後を与えられて入国した(奥野高広『増訂織田信長文書の研究』下 吉川弘文館 一九八八年復刻 五二二頁)。当時にあつて第一級の歌人であり、文人でもあつた細川藤孝は、「丹後入国の刻橋立をミにまかりて」(『綿考輯録』第一卷 汲古書院 一九八八年 一三三頁)とあるように、丹後入部にあたつてさつそく天橋立をおとづれ、次のような和歌を二首詠んでいる。

そのかみに契り初つる神代までかけてそ思ふ天の橋立

いにしへに契りし神のふた柱いままも朽せぬあまのはし立

とあり、前記「丹後国風土記逸文」の内容を踏まえた右の和歌には、当時にあつて一流の教養人であつた藤孝の面目躍如たるものがある。

さて細川氏は、丹後に入部したその月に早くも宮津築城の許可を信長に対して求めており(前掲奥野『増訂織田信長文書の研究』下 五二五～五二六頁)、本格的な領国経営に乗り出した。ついで入部の翌月、天正八年九月二十五日、細川氏は藤孝・忠興父子両名の名で、智恩寺へ次のような文書を発給した(東京大学史料編纂所蔵影写本「智恩寺文書」)。

当山儀為無双靈境上、本寺相国法住寺事外祖三上帰依之由緒在之間、不混自余御寺領等如先々申付候、被全所務可被励興隆事肝要候、恐惶謹言、

天正八

長岡兵部大輔 藤孝(花押)  
同 与一郎 忠興(花押)

九月廿五日

天橋山

智恩寺 役者御中

細川氏は、智恩寺を「無双靈境」と位置づけ、また由緒深き寺院であるから寺領を安堵すると述べている。「無双靈境」とは、その境内に天橋立を包含している点をさしていると考えられ、前述の藤孝が天橋立に臨んで詠んだ和歌の内容からしても、このことは間違いないであろう。右の文書では、細川氏入部による領内の混乱を押さえる意図から従来の寺領を認めるといふ文言にしたものと思われ、具体的な寺領の石高や面積が記されていない。それが天正十年八月には、智恩寺文殊知行分として、石河、須津、宮津に知行地が定められた（前掲「智恩寺文書」）。このように本格的な寺領の安堵を実施した細川氏は、これ以降智恩寺の支配統制を強めたのである。すなわち天正十一年十一月七日には、次のような禁制を忠興一人の名で発給した（同前）。

禁制

- 一、山林竹木伐採事、
  - 一、橋立於裏向放鉄炮事、
  - 一、於仏前責馬事、
- 右條々於相背輩者可成敗者也、如件、

天正十一

十一月七日

越中守（花押）

105

右の禁制は、当時にあつてはことめずらしいものでないが、第二条目の「橋立於裏向放鉄炮事」は、注目されよう。すなわち前述の如く智恩寺の境内が殺生禁断の地であったことは「京華要誌」に見えるところであつて、ここにおい

て天橋立の裏向で鉄炮の射撃を禁止していることは、同寺の境内一帯の殺生禁断をさしているものとみて支障なからう。また橋立が智恩寺の境内に属することも、この条において明確に示されている。ただし右の禁制内容は、なにも細川氏が最初にとり決めたことではなく、古代中世以来の智恩寺と橋立との関係を、領主権力が同寺の支配統制を強化してゆくなかで、従来の慣例に基づいて追認したにすぎないと推察される。なお細川氏の後に宮津に入部した京極氏は、慶長五年（一六〇〇）十二月二十五日に、京極高知生双の名で、全く同文の禁制を智恩寺へ発給しており（同前）、この禁制自体が智恩寺にたいする代々の各領主の、基本的な支配統制の根幹をなしたのであった。

右の禁制に加えて細川氏は、文禄三年（一五九四）六月、次のような統制令を智恩寺へ対して発給した（同前）。

於当寺中相撲喧嘩口論之事堅御停止之候、若相背族在之者注進次第可有御成敗者也、

（後筆）

細川家御家老

文禄三年

一之番

六月廿四日

宗堅（花押）

発給者は細川氏の家老米田宗堅であつて、前記天正十一年の忠興による禁制を踏まえてさらにより近世的な統制を実施した。ここに智恩寺は、前述したように文殊知行すなわち寺領の宛行とともに領主権力の支配も同様に受けることになり、細川氏によって開始した近世的な支配の形態は、宮津に入部した各大名達に受け継がれた。また天橋立は智恩寺の境内として、同寺の管理のもとにあることが各領主に認められた。

別表宮津藩領主の変遷表にみるように、慶長五年に細川氏が豊後小倉へ転封した後、信州高遠から新たに入部した京極氏は、前述したように、丹後に入部してただちに細川忠興が天正十一年に発給したのと同文の禁制を、智恩寺に對して出している。それに加えて京極高知は、翌慶長六年五月、次のような寺領宛行状を智恩寺に對して給付した

(同前)。

当山儀為無双靈境間、為寺領如先々五拾石申付候、全所務可被励興隆事肝要候、恐惶謹言、

慶長六

羽柴修理大夫

五月晦日

生双(花押)

天橋山 智恩寺 役者御中

ここで初めて寺領の総石高が示されたのであり(天正十年の宛行は面積で表示)、それは細川氏以来の寺領高であることをも明記している。また京極氏は、智恩寺をわざわざ「無双靈境」と表現しており、これも細川氏が天正八年に入部して寺領を安堵したときの文言と同様であって、智恩寺にたいする認識は、細川氏のそれがほぼ京極氏へと引き継がれたのであった。ところが寛文九年(二六九)に山城淀から宮津に入った永井氏になると、寺領宛行状の文書は、次のように変化した(同前)。

文殊領如先規高五拾石目錄在別紙申付畢、全可有所務者也、

永井信濃守

延宝四年

尚長(花押)

十一月晦日

天橋山

智恩寺

107  
近世にあつては、格別めずらしい文書ではなく、通常の寺領宛行状に過ぎないが、智恩寺の「無双靈境」という文  
言が消え、細川氏以来の同寺に関する認識が永井氏に至って若干変化したとも受けとめられる。しかしこれは通常の、

江戸幕府の寛文朱印改めの際の寺領の朱印状と同様、各諸藩においてもみられる寺領宛行状に変更したのにすぎないのであって、逆に智恩寺への寺領宛行が近世初頭においては「無双靈境」の文言を用いる特殊な形態であったことを示すものであろう。さらに領主権力がそのように、強力に認識していたことを物語っているのであった。

智恩寺への寺領宛行のほかに、積極的な天橋立の保護を各領主は実施してきた。年不詳であるが、明和以降に成立したと推定される、「橋立一件之扣書」（智恩寺蔵 本稿では宮津市史編纂室所蔵マイクロフィルムから焼き付けたものを使用。同史料は破損が著しく、解読に不十分な点もあるので、その点をご容赦いただきたい）によれば、細川氏の時代つまり天正から慶長五年にかけて、おそらく現在小天橋とよんでいる付近の破損がおこった際、家臣団の知行高に応じて石垣の築造による橋立の補修を試みたことがあったようで、当時の「石垣之形」が残存していると記している。また阿部対馬守正邦の、延宝九年（六二）から元禄十年（二五七）にかけての宮津在城時代にも「西三度之大風波」によって橋立を含む海辺が打撃をこうむり、「古例」をもって智恩寺はその修復を藩庁へ願ひ出た。ここにみえる「古例」とは、おそらく右の細川氏の事例を踏襲することを指し示していると推察され、阿部氏は領内全域に普請役を賦課し、橋立の石垣を修築した。そのおりに宮津から遠方の各村には、村高に応じて智恩寺へ米穀を寄進させたところがある（前掲「橋立一件之扣書」）。ここにみえる領主側の対応は、智恩寺並びにその境内の天橋立に対する積極的な保護姿勢であり、名所・名勝の景観を守ろうとする態度であろう。右の経過を記した書類を、享保期に宮津城主であった青山氏の家臣岩尾五郎左衛門へ披露したところ、同人は、「橋立は靈跡之義故切さらへ成り不申候ハ、往古より申来候」（同前）と述べたとあり、橋立切断の不可なることを認識したのであった。これらの経過などについては、次章において詳述する。

**山野河海と名所・名勝** さて幕藩体制下における名所・名勝は、周知の如くいわゆる「山野河海」、なかでも河海に



所在することが多い。近年、古代から近世にかけての各時代の国家における山野河海に関する研究は、多くの蓄積を有してきた。<sup>9</sup>近世にあつては、山野河海は大名旗本に授けた知行の外にあつて、公儀に幕府が支配するものであるという觀念があり、享保七年(二七三)九月の「新田開発場私領一円之所ハ従公儀御構無之との御書付」(『徳川禁令考』後集第一 創文社 一九七八年 一一七―一一八頁)では、「海辺之出洲内、川之類」は公儀に所屬し、公儀より開発を仰せ付けられるものである、と認識されていた。ただし宝暦七年(二七五)三月、同九年正月の幕府令達では、対象の山野河沼が私領一円に含まれているときには、例外とする旨が規定された(『聞伝叢書』『日本経済叢書』卷十 日本経済叢書刊行会 一九一五年 五四六―五五〇頁)。幕藩体制後期に入つて、このような例外規定が存在するとはいへ、本来大名は自分の領内に接する河海を独占的に支配するものではないという觀念があつたことを示している。

本稿で取り上げている天橋立も、また「拙稿象潟」で問題とした象潟もまさに私領一円に含まれている山野河海の内「海辺之出洲内」であり、幕府の山野河海の法ないし觀念に規制されるものであつた。象潟は水深が浅くしかも新田開発がきわめて容易な状況であつたにもかかわらず、文化元年の象潟大地震で大地が隆起し、景観が滅失するまで、本荘藩が開発を抑制し、むしろ景観の保持に努めたのは、名所・名勝の保全という觀念的な動機だけでなく、実は古代国家以来の山野河海の法に縛られていたからにはかならない。さらにいうならば、わが国におけるこのような山野河海に関する国家的な認識が基底にあつたからこそ、山野河海に多く存在する名所・名勝といわれる景観が、時の支配者によるみだりな開発の危機にさらされず、それが守られてきたともいえよう。<sup>10</sup>しかし象潟のように山野河海の規定から、災害によって、はずれる自然状況が出現した時、大名領主は容赦なく新田開発に乗り出したのであつた。前稿の「拙稿象潟」では、右の観点にまで考察が至らなかつたので、補訂の意味も含めて付け加えておきたい。

天橋立も、次章で展開するように新田開発の危機ではないが、漁民の漁業維持のための橋立切断の要求に直面した。

その際にも海は地先大名の領海ではないという幕府の観念<sup>11</sup>山野河海の法が機能したものと考えられ、それについては、次章で触れることにしたい。いずれにせよ近世における名所・名勝は、その立地する場所が山野河海の地であるということにより、個別領主権力の恣意的な開発にさらされる危険はかなり回避される構造となっており、それは国家的な基底として認識されていたことは間違いない。

### 三、橋立切断の危機と智恩寺の対応

天橋立が切断の危機に遭遇したのは、幕藩体制中期にはいつてからであった。前後四回の危機が「橋立一件始終之記録」(智恩寺蔵、以下、「橋立一件」と略記<sup>12</sup>)によって確認され、青山氏宮津在城の時が三回、本庄氏の時が一回であった<sup>13</sup>。以下、各時期の危機についてその経過と内容を検討してゆくことにしたい。また出典は特に断らない限りは、すべて「橋立一件」に依拠していることを、あらかじめお断りしておく。

**享保期の事例** 「橋立一件」によれば、残念ながらこの件の正確な年代が判明しない。このたびの橋立切断の要求は、領内の溝尻村(別図参照のこと。智恩寺の対岸に位置し、阿蘇海での漁業によって生計を立てていた村<sup>13</sup>)より、漁業が不振のため橋立切断を宮津藩庁へ願ひ出たことを端緒としたものであった。それに対して智恩寺が藩庁へ提出した、切断不可を願う三方条の願書が次に掲げたものであった。若干長文であるが、橋立切断に関する係争の基本的な問題点がほぼ網羅されていると考えるので、願書の全文を掲げることにする。

#### 奉願口上之覚

一、先年奥平大膳大夫殿御代從江戸表諸国絵図御改被仰付、当国之絵図上り候節、当寺境内諸伽藍、橋立之道法、間敷、委細書付差上候、尤扣書所持仕候、然所此度他村之願ニ付橋立截断候事可被仰付之旨、尤從御城主被仰

付候事違背可申上義二は無御座候へ共、先年書付差上置候二付一応御公儀江御窺申上、其上二而御受申上度奉  
存候事、

一、橋立は天下無双之絶境、六里松之称今古不変之儀ハ不及申上候、然所纔一村之困窮御救之為として橋立截断  
候義被仰付候は、諸国往来之者迄嘲哂可仕義ニ奉存候、乍然当御代之御為筋ニ而被仰付候上は不及是非候、然  
共後代其時之住持一応之御断りをも不遂申候段無調法之沙汰ニ可罷成義、於住持迷惑ニ奉存候事、

一、天浮橋は橋立之儀と諸書ニ詳ニ候段御存知之事不及申上候、然ハ二神降下之神跡を假初にも截断と候義天下  
之間江不吉第一ニ奉存候、定而神道奥秘をも相究候仁ハ甚歎敷義ニ可被存候、依之諸人之嘲哂不可有止事ニ候、  
自余之境内道橋等とは格別ニ存罷在候、是等之義乍存知一応之御断りをも不遂候ハ、住持無調法之沙汰難遁、  
迷惑至極ニ奉存候事、

右之三ヶ条御城主尤之趣ニ被聞召届候而、則当寺願之通ニ相成り候、

(傍線筆者)

111

第一条は、享保年間の幕府による国絵図改めに際して、奥平氏時代に提出した国絵図に智恩寺の伽藍をはじめとし  
て、同寺の橋立が詳細に調査されていることから、橋立切断については幕府へ伺いを立てる必要がある、勝手にその  
ようなことはできないというものであった。享保期の国絵図改めとは、享保二年(一七七)八月頃から、將軍吉宗が勘定  
奉行大久保忠位らに命じて元禄国絵図の吟味を命じ、建部賢弘らに地図補正の作業を実施させて、日本国総図の作成  
を目指したものであった。<sup>14)</sup> 近藤正斎の「好書故事」卷三七(『近藤正斎全集』第三 第一書房 一九七六年復刻 一  
二〇―一四一頁)や従来の研究史<sup>15)</sup>によれば、このたびの国絵図改めは、高山望視による方位測定法が用いられ国境地  
域の正確な把握をおこない、より精密な日本図の作成に目的があったという。したがって智恩寺の伽藍をはじめとす  
る橋立の詳細な調査に関しては、「日本御絵図仕立候覚」(大田南畝『竹橋余筆』竹橋余筆別集 卷十二 汲古書院

一九七六年 六八三―七二四頁)などにみえる、国絵図改めについての幕府の調査項目には見当たらない。幕府へ伺いを出さなくてはならないとまで申し立てる智恩寺が、藩庁へ虚偽の申し立てをしたとは考えがたく、あるいは幕府が享保期の国絵図改めにおいて由緒ある名刹の調査を命じたのかもしれない。それはともかく智恩寺は、橋立切断不可の理由を、幕府の国絵図改めで実施された橋立の調査に求めており、橋立保存の根拠を個別領主より上位権力の権威に依存する姿勢を見せた。

第二条においては、橋立は「天下無双之絶境」であり、溝尻村など一村の困窮を顧慮して橋立を切断したならば、「諸国往来之者」にまで「嘲哂」されることになることと述べている。これは前章でも明らかにしたように、宮津に居城をおいた歴代の大名が、智恩寺へ対して有していた「無双霊境」の寺内という認識(前述した、細川氏の天正八年九月二十五日の寺領安堵状にはじまる)と相通じるものであろう。右の点を同寺から主張された場合、大名領主としては、橋立切断を強力に主張するわけにはゆかない背景が存在したのである。

さらに第三条では、橋立は「二神降下之神跡」なのであるから、かりそめにも橋立を切断するということになれば、それは「天下之聞江不吉第一」であり、神道の奥義をきわめた人々にとっても許しがたいものであって、その点からも「嘲哂」の対象となるであろう、と主張した。ここに見える橋立に対する考え方は、「丹後国風土記逸文」から連綿として伝えられた、神の住み給う「神跡」として尊重され、古来からの聖域なのであるという観念であった。加えて橋立切断による名所・名勝の破壊は、人々の嘲笑を招き、天下に対しても不吉のきわみであるという主張である。出羽国象潟では中世以来の霊場という言葉及もなされていたが(「拙稿象潟」九七頁)、この「神跡」という文言に関わるところを除けば、名所・名勝の破壊は天下・世間、世の人々が許さないのだとする主張は同一の論理である。さらに象潟蚌満寺の覚林が、個別領主をこえて閑院宮家へ象潟の景観保存を依頼したのは、智恩寺が国絵図改めを梃にし

て幕府へ提訴の姿勢を示したと相通じるものがある。

**元文四年の事例** 享保期の橋立切断の要求に対する智恩寺の拒絶は、宮津藩庁の認めるところとなり、落着いたようにみえたが、元文四年（一七五五）、再び溝尻村より橋立切断の願いが提出された。それに対する智恩寺の返答書は、次のようなものであった。

奉願口上之覚

橋立近年洲崎出候而内海より之通船不自由ニ付、橋立之内切抜申度趣願有之旨承申候、橋立之義神代之靈跡ニ御座候処、切抜候義歎入申候、然共通船不自由ニ而御用向ニも指障り、并ニ往来難義ニ相成候へハ是又諸人迷惑ニ奉存候、何とぞ橋立切抜不申候而、通船自由之筋も御座候ハ、御了簡之上何分宜奉願候、以上、

五月朔日

右之書付指上候処、尤之趣ニ被聞召届、当寺願之通ニ被仰付候、

（傍線筆者）

溝尻村の主張は、橋立の洲崎が土砂の堆積により出張ってきたので内海（阿蘇海）から外海（与謝海）へ船の出るのが不自由になったことから、橋立を切断して通船に不自由のないようにしてほしいと申したのである。これに対して智恩寺の言い分は、前回の享保期と同様、橋立は「神代之靈跡」であるから切断は不可であるといふもので、ただし通船の不自由については認めるところであるから、その問題については切断せずに対処してほしいと申し述べている。智恩寺の主張は、前回同様、藩庁が認めるところとなり切断の危機は回避された。

113

**寛延二・三年の事例** 「橋立一件」によれば、寛延二年（一七五九）の橋立切断に関する件は、前二例と比べて比較的詳しく内容を知らることができる。一連の経過を、史料に即して明らかにしてゆきたい。発端は例の如く溝尻村からの橋立切断の要求を藩庁が智恩寺へ伝達したもので、寛延二年春のことであった。それに対して智恩寺からは、同年三月二

十九日に、次のような願書が提出された。

(前略) 此度又々奉願由承之候、妙峰住持之時口上書仕指上候通り、橋立ハ二神降下之靈跡ニ御座候を、切申候事第一不吉之儀ト乍恐奉存候、此以後洲崎弥浅ク罷成、船往来難成候ハ、當寺より橋立切申候様ニ被仰付被下候様ニ奉願候、若シ二神降下之靈跡を切申候神祇之咎メも有、當寺住持一人之身ニ受申候事御代々寺領頂戴仕、住持相務申候者之職分ニ御座候、右願之通ニ被仰付被下候ハ、難有奉存候、以上、  
(傍線筆者)

右の願書によれば、智恩寺としては、橋立は「二神降下之靈跡」でそれを切断するのは不吉であるとの理由で切断を拒否しており、それを強行すれば「神祇之咎メ」(神罰の降下)も免れないとしている。ただし洲崎が堆積して通船が不自由になった場合にはやむをえないと、姿勢の後退を若干みせている。智恩寺の願書に対して、宮津藩庁では、同年四月十二日の月番郡代の書状で同寺の言い分を妥当と認め、切断の停止を通知してきた。溝尻村の願書も返却された。

宮津藩では、こののち橋立切断の件については智恩寺と溝尻村との相対で交渉させること、すなわち藩庁が介在せず内済で決着をつけさせようと次のように方針を転換した。

橋立ノ儀ハ智恩寺之境内ニ候ヘハ智恩寺住持合点無之候而ハいつ迄も相成り不申候間、兎角溝尻村より直二智恩寺江願出可申候段御役人中より溝尻村へ内意被仰付候ニ付、又寛延二巳八月、溝尻村より当寺納所迄願出候而橋立切申度段達而相叶候様ニとの義ニ候ヘ共、此時節完道初住之砌故、多用ニ付取上不申、又時節も可有之ト申留メ置候、同三年午之正月十二日より廿二日迄ノ内溝尻村中之狷師不殘当寺江詰掛ケ毎日願出シ如何様ニ申候而も退き不申候故、則當寺より郡代所江右狼藉之趣相達シ候ヘハ、則御役所より退キ申様ニ溝尻村江被仰付、早速引取、その後ハ願ニ来り不申候、  
(傍線筆者)

右の史料によれば、橋立は本来智恩寺の境内であり、同寺の住持の同意がなければ何ごとも解決できないのであるから、溝尻村から直接同寺へ要望を提出したら如何、と藩庁が同村へ示唆した。その結果寛延二年八月、溝尻村では智恩寺へ橋立切断の願書を提出、それに対して同寺は住持の多忙と不適切な時期であるという理由でその要望を本気で取り上げようとしなかった。そのため翌寛延三年正月、溝尻村の漁師達がこぞって智恩寺へ押し掛けて橋立切断の要求を繰り返し、強訴の様相を呈した。<sup>16</sup>同寺では郡代所へ助けを求め、領主権力の手によって溝尻村の人々を退散させたという。ここで注意しなければならないのは、智恩寺が藩庁に対しては橋立の由来などを含め、神罰降下の脅威まで持ち出して橋立切断の不可を唱えたのと対照的に、溝尻村の人々に対してはそのような手立てを取らず、門前払いをしてついには強訴に近い状況に至らしめていることである。ここに民衆と名所・名勝、その景観を保持しようとする保護者と民衆、神罰降下と民衆など、さまざまな問題が横たわっているように考えられ、これについては最後に私見を開陳することにした。

寛延三年八月、右の経過を踏まえて宮津藩の郡代が智恩寺へ、次のような相談を持ち掛けてきた。

橋立洲崎次第二出申候而水戸口浅ク相成候故、溝尻村近年不獵、依之橋立之内切さらへ申度段願出候、一村困窮及渴命候義其分ニ難捨置候、殊ニ船往来も時々ハ滞り候義も有之、又ハ殿様御船も難通筋も可有之候、左様ニ相成候而ハ諸方之指問ニ而、先住代御指出候書付之趣キも候へハ兎角橋立之内浚へ見申度段、寺より願書御出候而可然哉と内意ニ而相談（下略）、  
（傍線筆者）

主旨は、橋立と文殊との間の水戸口切戸が狭くなり、不漁のため溝尻村が困窮に陥っていること、船舶の往来も不自由をしており中でも藩主の船も迷惑をしていることから、先代住持の書状にもあつたように橋立の内を浚渫したらいかがなものであろうか、というものである。智恩寺の回答は、溝尻村の困窮は別に措くとして、「諸方之船運送

も不自由」になることは、同寺としても不本意なことであるから、橋立の内を浚渫することについては同意せざるをえないであろうとして、寛延三年十月、次の願書を藩庁へ提出した。

奉願口上之覚

当寺境内橋立七八十年來洲崎出申候而切戸狭ク罷成候二付、御船并二内海往來運送之船等も渡海及難義二候由、依之先住仁英代以書付申上置候品も有之候故、今度橋立二潮路ヲ開キ見申度候、右為御届如是二御座候、以上、

(傍線筆者)

智恩寺は、洲崎の堆積による切戸の狹隘によつて「御船并二内海往來運送之船等も渡海及難義」ことを認め、橋立の「潮路」開鑿を洪々了承した。しかし同寺は橋立切断の文言を慎重に用いず、これは溝尻村の主張する橋立切断と「潮路」開鑿とは相違することを暗に示したものと推察される。「潮路」を開くのは切断ではなく、郡代との交渉過程でもみられたように、狭くかつ浅くなりつつある切戸の「切さらへ」||浚渫ならば容認しようとの回答とみてよからう。また同寺の論理には、前述のように不漁による溝尻村の困窮は組み込まれておらず、もっぱら船舶の内海と外海との往來に不便を來たすこと、「御船」すなわち藩主の御用船の航行に支障を來たすことが、「潮路」開鑿の理由として述べられた。橋立浚渫とはいえ、橋立に手を入れることには変わりなく、橋立切断不可の根拠として、「神跡」「天下無双之絶境」の景觀を保持しなければならないのだという、あれほど主張した議論は全く影をひそめたようにみえた。

ところが当該の智恩寺の回答に対して、宮津藩は全く意外な反応を示したのである。回答を提出して二十日余り後に、月番の郡代より同寺へ次のような申し渡しがあつた。すなわち「橋立さらへ」(浚渫)については、藩主自身がそのことに関して「御不同心」であるから、藩主直々の下知によつて、今後智恩寺と藩庁との間で橋立の件について



は互いに問題としないことに決定した<sup>17</sup>、というものであった。藩庁の態度約変の理由は藩主の「御不同心」によるというだけで、他に関係の史料を管見の限りでは見出せないため、これ以上の言及はばかられるが、案外真実に近いのかもしれない。その根拠は、「拙稿象潟」でも明確にしたように、個別領主権力にとり幕藩体制下における名所・名勝の景観保存は、かなりデリケートな問題であり、その保存に関する上位権力の意思や世の人々の意向は簡単に無視するわけにはいかない背景があった。加えて智恩寺が主張することく、「二神降下之神跡」である天橋立を、かりそめにも切断するということになれば、「天下之聞江不吉第一」なのであり、神罰降下の恫喝までされては、藩主としては、それに関わりたくないとする意向は理解できるのではあるまいか。また前章で論じた、海は地先大名の領海ではないという山野河海の法の問題も、念頭になかったとはいえないのではなからうか。

それはともかく、宮津藩ではこれ以降橋立切断に関わる問題には触れないようにしたことは間違いない。しかし溝尻村は、次の事例にみるように違っていた。

**明和四年の事例** 「橋立一件」の末尾に、抹消線が引かれた次のような史料が認められる。抹消線が太く引かれていることと、字のかすれなどによって判読困難の部分があるので（その部分は、「          」で示した）、正確に文意を取ることには難しいが、とりあえず左に掲げることにした。

又明和四年二月二溝尻村より当寺江六ヶ敷願書相認指出シ、橋立切呉候様ニとの義ニ候へ共、三門建立多用之砌  
「          」取「          」不申候、然所当夏又直々御役所へ願出「          」風説故「          」申候溝尻村へ願「          」候、

右によれば、明和四年（          ）二月、溝尻村は宮津城主が青山氏から本庄氏へ交替して後も、橋立切断の要望を智恩寺へ提出した。それに対して同寺は「三門」の建立中であることを理由に受理しなかったようであり、そこで溝尻村では藩庁へ改めて提訴したとみえる。その経過は全く不明であり、また結末もどのようだったのかかわからないが、

その後橋立切断の事実が見当たらないので、同村の要求は貫徹しなかった可能性が高い<sup>18</sup>。

なお「宮津山王社家日記」(『日本都市生活史料集成』四 城下町篇Ⅱ 学習研究社 一九七八年 所収 四五—五七頁) 安政六年(一八五五)五月七日、八日の条に、橋立に設置された「西洋流大揃」(砲台)と「地雷火」の見物記事がみえる。幕末にいたり海防の一環として天橋立にもこのような施設が造られるようになり、智恩寺境内の「神跡」「天下無双之絶境」の地にも対外危機の波が押し寄せてきたのであった。

### むすび — 神罰と民衆 —

柳田國男は、日本海側の海岸の景色においてもっとも特徴的なものは、ほかの何よりも「潟」につきるとし、景観を楽しむ民政との関係からも興味深い研究テーマであると述べている(「潟に関する連想」『定本柳田國男集』第二九卷 筑摩書房 一九七一年 二七一頁)。本稿で述べてきた天橋立も「拙稿象潟」で取り上げた出羽国象潟も、柳田の右の言説のように、日本海の砂洲、潟が形作った独特な景観のバリエーションであった。まさに日本海側の河海に形成された固有の景観であり、それが名所・名勝として人々にさまざまな感慨を催させ、古来より歌枕として、さらには景勝探訪の地として多くの人々が来訪することになったのであった。また近世において盛行をみた、国内旅行による人・情報の旺盛な交流は、著名な文人墨客を含む人々のこれらの地への来訪が頻繁となり、日本三景、日本十二景の成立へとつながった。つまり幕藩制国家における名所・名勝の成立といっても過言ではなからう。

しかし近世という時代は、右に述べたような、景勝の地にとって楽観的な側面ばかりの時期ではなかった。十七世紀に入るとわが国は史上かつてない、いわゆる「開発の時代」に突入し、日本海側のこれらの景観も危機に瀕することになったが、個別領主による無分別な開発には、例外規定が存在するとはいえ、古代国家以来の山野河海の法が機

能し種々の歯止めがかかった。すなわち大名が自分の領内に接する河海を独占的に支配するものではないという観念を基底とし、海も地先大名の領海ではないとする考え方であった。さらに伝統的に認められている名所・名勝の破壊は、世の人々が許さないのだという認識が幕藩領主にも浸透し、「拙稿象潟」で明らかにしたように、むしろ景観保全の方向に彼等の顔は向いていたとみても支障はない。本稿で検討した天橋立もそれと同様の論理構造をもって景観の保全が智恩寺によってなされ、宮津藩でもその論理を突き崩すことはできなかったし、宮津に居城をおいた大名には橋立修復を実施した者もいた。具体的にいえば、天橋立はまさに「丹後国風土記逸文」以来、連綿として伝えられてきた「神跡」であり、神の住み給う場であるということから、近世初頭では「無双靈境」、中期には「天下無双之絶境」などの表現がなされた。したがって切断による景観破壊は、天下に対して不吉であると同時に、世の人々の嘲笑を招くと橋立の保全をした智恩寺は主張した。それは、宮津藩庁の認めるところでもあった。

しかし橋立切断を要求する領内の溝尻村にとっては、阿蘇海と与謝海をつなぐ水道が土砂の堆積によって狭まるのは、漁業を生活の糧とする漁民にとってとうてい看過できないことであった。それゆえ橋立切断の切実な要求が、なんども繰り返されたのであった。藩庁は、前述のとおり智恩寺の橋立切断不可の論理をそのつど認め、同村にそれを伝えたにも関わらず、彼等は切断要求の願いを取り下げなかった。寛延三年には、その要求が強訴にまで発展する様相を呈した。藩庁にたいする智恩寺の回答は、神罰降下の恫喝までして妥協を求めるものであり、両者は切断ではなく橋立内の浚渫で折り合ったようにみえた。しかしそこには溝尻村の困窮は全く顧慮されておらず、船舶航行の円滑化と藩主御用船の航行の支障除去にのみ理由が求められていた。結局、智恩寺の橋立切断不可の主張は、藩主青山氏自身のそれを認める決断で決着がつき、橋立の景観破壊の危機は回避された。その背景には右に述べた主張のほかに、ちよūdその時期が同氏の藩主交代の時期にあたって不吉な事が続いたことから、神罰降下を恐れる事情が背景

に存在した。すなわち橋立切断不可を藩主自ら承認する上で、かかる恫喝が心理的な作用を及ぼしたのではないかという推測は、あながち否定できないであろう。

本稿を終えるにあたって、名所・名勝の景観を保存する側の論理と民衆の生業・生活の守る側の論理との衝突について付言しておきたい。前者のそれは、前述したとおりであり、智恩寺の主張を認定する個別領主は同様の立場とみなしてもよからう。しかし民衆の側のそれは、幕藩領主である彼等の論理を受け入れることはなく、あくまでも生業・生活を守るためには、名所・名勝の景観破壊はやむをえないというものであろう。神罰降下の恫喝は領主側へはそれこそ観面てきめんであったとしても、民衆側への効果は全くなかったためであり、それゆえ橋立切断の要求は繰り返されたのであった。民衆に神罰降下の恫喝は無意味であったのであり、彼等はそれを跳ね返してあくまでも生業・生活を守る側の論理を貫徹する戦いを智恩寺へ挑んだのであった。<sup>19</sup>ここに幕藩領主を中心とした支配者側と、民衆との間には、名所・名勝の景観保全に対する観念の乖離が存在したと推察されるのである。

さらには、民衆内部においても同様のことが存在したと考えられる。智恩寺の論理に見える、橋立をおとづれ、その景観を称揚し保護を責務と考える人々と、一方、生活と生業を守るために橋立切断を懇願する、溝尻村の漁民との意識には、明らかに分裂が認められる。すなわち名所記などをたずさえて名所・名勝をおとづれた人々（文人墨客は勿論のこと、近世では圧倒的に民衆が多いであろう）が、天下に知られた景観を、現地の人々の生活に関わる深刻な問題が潜んでいたからといって、それを破壊せよという議論に組みすることは考えられない。近世の民衆内部にも、景観保護をめぐる認識の乖離が存在したことは否定できないであろう。

- (1) 天橋立切断の問題を初めて論じたのは、中嶋利雄「自然と文化財」(『両丹地方史』第二号 一九七五年)である。同氏の論文は、名所・名勝の自然景観は、保存に対する先人の努力によって文化財としての価値を持続できるのであり、たんなる自然環境の保護という観点ではなく、文化財としての自然景観という視点を導入し、それを保存する大切さを主張したものであった。このような議論を展開したものとしては、きわめて早い時期に属する。啓発されることの多い論稿であった。本稿はこのような示唆に富む中嶋論文より多くを教えられ、また中嶋氏よりさまざまな史料の提供も受け、直接ご教示もいただいた。記して感謝申し上げる次第である。
- (2) 中沢伸弘「日本三景攷」(『神道学』第一五五号 一九九三年)は、近世から近代にかけての三景論を展開しており、教えられるところも多かった。ただし同氏は、「自然天然の美」は神々が造ったものと断り、景観保存のために払った人々の努力に言及するところがない。加えて三種の神器も「自然天然の美」の一環であり、「我国の床しき尊さが厳とし存する」というに至っては、とうてい承服しかねる議論である。
- (3) 元禄十年(二六七)の成立と伝えられる地誌「日本国家万葉記」四(『古版地誌叢書』四 国家万葉記) すみや書房 一九七一年 一二五―一二六頁)には、「丹後国名所之部」に天橋立が、次のように紹介されている。
- 文殊の御座所と丹後府中との中間也、東西の遠さ一里也、南北は海なり、橋立の東よりにて三町程舟渡して有、北より南へ是を入うミといふ、橋立の磯路ハ村々有、文殊堂のあたりハミナ松原也(中略)、誠の橋にあらず、海中に出たる鳥崎の松原のはしに似たる也、されとも歌にハ橋といふ題によミ付たり、
- (4) しかし古川古松軒に関する大藤氏の評価に対しては、佐々木潤之介氏が「他からの目と内の芽と」(『北からの日本史』第二集 三省堂 一九九〇年 二二六―二三七頁)において、菅江真澄の「久保田の落葉」で古松軒が批判されたように、全面的に支持されないと述べている。
- (5) 近代における天橋立公園については、丸山宏「近代天橋立の風致史―天橋立公園の成立」(『京都大学農学部演習林報告』第五八号 一九八六年)がある。同氏は、右論稿において天橋立の風致保護策が近代ツーリズムの発展を契機に地方経済活性化の俎上にのぼり、公園化が促進された経過を明らかにしている。
- (6) 「柳宮婦女伝」十一(『徳川諸家系譜』第一 続群書類従完成会 一九七九年)によれば、桂昌院の異母弟にあたる本庄宗資より大名家として本庄氏は出発する。元禄十五年(七〇三)、桂昌院が従一位に昇叙し、本庄氏が加増を受けるなか、宝永二年(七〇五)には、二代の資俊らは松平姓を拝領した。また宝暦年間に宮津に入学してからも、本庄氏の各藩主は幕府の重職をしめ、資尹・資承は寺社奉行、宗允・宗発・宗秀は老中を勤めた(『大日本近世史料 柳宮補任』1 東京大学出

版会 一九六三年)。

(7) 最近刊の藤本清二郎論文「紀州徳川家と和歌の浦」(蘭田香融監修『和歌の浦 歴史と文学』和泉書院 一九九三年 所収)によれば、和歌山藩では和歌の浦全域を東照宮の境内とすることで景観の保護を図り、和歌の浦に生活する住民の生業を神域の尊厳をそこなわない限りで許容し、さらに名勝享受の民衆の解放まで図ったという。加えてそれは、まさに近世的な名所としての和歌の浦の成立過程でもあると述べている。後述する天橋立の智恩寺と漁業を生業とする民衆との対立とは、異なる様相を呈していたようである。このほか藤本氏には、「近世玉津島をめぐる紀州徳川藩と朝廷」(『和歌山大学紀州経済史文化史研究所紀要』第一号 一九九一年)や蘭田香融氏との共著『歴史的景観としての和歌乃浦』(自費出版 一九九一年)などの成果があり、教えられるところの多い論稿であった。

(8) 『京都府与謝郡誌』下巻(臨川書店 一九八五年復刻 一二二頁)によれば、本庄氏時代の宮津藩では、小天橋の砂洲が拡大するにつれて文政・天保頃より海岸の埋め立てを奨励し、幕末には宮津より文殊をへて、須津(宮津市須津)に至る一帯の沿岸に埋め立て耕地を造成したという。

(9) 近年の代表的な研究成果である、山口啓二他編の『日本の社会史 第二巻 境界領域と交通』(岩波書店 一九七八年)において、古代から近代に至る日本国家の境界領域に関する各論文が収載されている。本稿では同書所収の、丹羽邦男

(10) 「近世における山野河海の所有・支配と明治の変革」を主に参考にした。  
近年、新田開発も含めた近世の開発問題に関して、新たな提言がいろいろとなされている。その代表的なものとして深谷克己「一七世紀の開発弊害と社会問題認識」(『史観』百二十六冊 一九九二年)によれば、十七世紀における急速な新田開発が、自然災害を頻繁に誘発し、開発抑制論を生み出す契機になったという。

(11) 当史料の表紙には、「二通り之内此書付之方公辺江出シ置橋立ノ件」とあり、おそらく藩庁へ提出する目的で作成されたものと推測される。「二通り之内」とある片方の史料は、第二章で取り上げた「橋立一件之扣書」をさしているのではなからうか。両者は第二章で採用した部分を除けば、内容もほとんど同様であり、文言に若干の相違がみられる程度である。したがって本稿では、当史料の「橋立一件始終之記録」を公的な性格をもつ文書と考え、これに依拠することにした。

(12) 前掲注(1)の中嶋論文「自然と文化財」によれば、「橋立切断のくわだて」は、享保・元文・寛延のほかに慶応四年にもおこっているところがあるが、管見の限りでは慶応四年のそれを確認できなかった。また同氏の右論稿にも慶応段階での具体的な説明がまったく見当たらないので、残念ながら本稿では慶応四年のそれは割愛せざるをえなかった。

(13) 『日本歴史地名大系27 京都府の地名』(平凡社 一九八一年)七五九頁によれば、溝尻村は延宝三年(一七五五)郷村帳に高一三四石余と記され、同九年の延高によって二三六石余りとなった。外海との往来は、文殊の切戸でおこない、沖打網な

- どを使用して漁業につとめたという。柳田國男「北国紀行」（『定本柳田國男集』第三卷 筑摩書房 一九七一年 一六七頁）によれば、「入海の周囲には多くの村あれど、何れも新土着なりとおぼしく、漁権は統括して溝尻村に専属せり」とあり、同村が近代にはいっても阿蘇海の漁業権を統括していたらしい。
- (14) 福井保『江戸幕府編纂物 解説編』（雄松堂出版 一九八三年）の「日本国絵図 建部賢弘撰」の項を参考にした。
- (15) 前掲注(14)の福井氏解説をはじめとして、山本武夫「徳川幕府の修史・編纂事業」五―国絵図の編集―（『新訂増補国史大系月報』二〇 吉川弘文館 一九六五年四月）、羽賀与七郎「享保日本図作成に関する新史料について―弘前藩の場合―」（『歴史』一四 一九五七年）など。近年の研究では川村博忠「江戸幕府撰国絵図の研究」（古今書院 一九八四年 三二〇―三四九頁）第三編 江戸幕府撰日本総図の展開、第二章 享保日本図の箇所。
- (16) 智恩寺の溝尻村への交渉は、同村の漁師全員が同寺へ押し掛け、毎日請願するといった状態で、同寺の説得にまったく応じなかったという。強訴の様相を強める不穏な状況（智恩寺はこの状態を「狼藉之趣」と表現した）に、同寺は藩庁へ助けを求めたのであった。『編年百姓一揆史料集成』（三一書房刊）には、宮津藩領の百姓一揆・騷擾については、文政五年（一八三十二月）の一揆・騷擾を同集成第十巻に掲載しているのみで、寛延二年の当該騷擾は掲載されていない。
- (17) 問題となっている藩主は、青山幸道である。『寛政重修諸家譜』第十二（統群書類従完成会 一九六五年 九六頁）によれば、延享元年（一七五四）九月、父の青山幸秀が没し、幸秀の嫡子であった幸篤が病弱で、同年五月、廃嫡となったことから、庶子である幸道が遺領を相続し藩主となった。前藩主の病没につづき、病弱による嫡子の廃嫡など、青山氏にとっては不吉な事柄があいついで起きたことから、あるいは橋立切断による神罰降下の恫喝は、藩主家にとって想像以上の精神的打撃であった可能性が高い。そこに藩主の「御不同心」表明の契機を認められないであらうか。
- (18) 現在宮津市史の編纂が進められていることから、当該問題に関する史料だけでなくさまざまな近世史料が今後我々の目に触れることも多くなろうと推測され、大いに期待している。ところで、同市史編纂室のご教示によれば、現在までのところ橋立切断に関する史料は、本稿で掲げたもののほかには皆無であるとのことであった。
- (19) また本庄氏宮津在城時代の史料は、現在京都大学文学部博物館に「丹後宮津藩記録」と題して所蔵されている。しかし調査の結果、その内容はいわゆる藩政史料ではなく、前掲注(6)でも述べたように、幕閣の一員として活躍した本庄氏の幕府内における公用日記類、すなわち幕政史料が主たるものであった。したがって管見の限りでは、橋立切断についての史料は本稿に掲げたもの以外は、今のところ現地宮津市でも見出だせない状況である。宮津市史編纂室の中嶋陽太郎氏には、史料の所在情報などもあわせていろいろとお世話になった。感謝申し上げます。
- 前掲注(16)でも言及した、文政五年（一八三十二月）の宮津藩領一揆において、対岸の府中の農民が宮津城下へ押し寄せるに

あたり、「西の方府中より橋立をへて文殊の渡に集りたる群衆」（『編年百姓一揆史料集成』第十卷 三一書房 一九八二年 四五三頁）と史料にみえ、天橋立を通過して強訴に及ぼうとした。ここには「神跡」「霊境」という意識は見当たらず、民衆にとつては一揆・騒擾に及ぶため集結場所へ急ぐ近道としてしか橋立は認識されていなかったのであろう。

〔付記〕 本稿脱稿後、青森県立郷土館学芸主査の瀧本壽史氏より本稿についてのご意見をいただいた。同氏からは数々の貴重な指摘をたまわり、感謝申し上げる次第である。